（山村振興法施行令の一部改正）

第四条　山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第六項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第五条　豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第五項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（半島振興法施行令の一部改正）

第六条　半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第六項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第七条　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第六項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第八条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「までに係る部分」の下に「及び同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分」を加え、同条第三項中「第四条第一項第十八号及び第十九号」を「第四条第一項第二十二号及び第二十三号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号及び第十九号」を「第四条第一項第二十二号及び第二十三号」に、「同項第二十六号」を「同項第三十号」に改める。

第十一条第一号中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第九条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十九号の二を第百三十九号の三とし、第百三十九号の次に次の一号を加える。

百三十九の二　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第八条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十三号」に改める。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第五項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十三号」を「第三十七号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号若しくは第二十五号」を「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第五項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令）

第十三条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号若しくは第二十五号」を「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第五項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十五号、第二十八号及び第二十九号」を「第二十九号、第三十二号及び第三十三号」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第三条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改める。